

○厚生労働省告示第百三十三号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年 文部科学省令第二号）第三条第一号ワ、社会福祉士に関する科目を定める省令（平成二十年 厚生労働省令第三号）第四条第一項第七号、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成十年厚生省令第十二号）第三条第一項第十号、精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成二十三年 文部科学省令第三号）第一条第八項及び医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条第七号の規定に基づき、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和六年三月二十九日
厚生労働大臣 武見 敬三

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

（社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付の一部改正）

第一条 社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付（昭和五十二年厚生省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後	前
一 (略)	二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）第三項に規定する児童発達支援のうち、同項に規定する治療を行う施設への措置に限る。）、同法第二十二條第一項の助産の実施、同法第二十七條第一項第三号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第三十三條の一時保護に係る医療の給付	三 三十四 (略)	一 (略) 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。）、同法第二十二條第一項の助産の実施、同法第二十七條第一項第三号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第三十三條の一時保護に係る医療の給付

（療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付の一部改正）

第二条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付（昭和五十二年厚生省告示第百四十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後	前
一 (略) 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）第三項に規定する児童発達支援のうち、同項に規定する治療を行う施設への措置に限る。）、同法第二十二條第一項の助産の実施、同法第二十七條第一項第三号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置、同法第三十三條の一時保護に係る医療の給付又は同法附則第六十三條の三の二の障害児施設給付費等の支給	三 三十四 (略)	一 (略) 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。）、同法第二十二條第一項の助産の実施、同法第二十七條第一項第三号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置、同法第三十三條の一時保護に係る医療の給付又は同法附則第六十三條の三の二の障害児施設給付費等の支給	一 (略) 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。）、同法第二十二條第一項の助産の実施、同法第二十七條第一項第三号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置、同法第三十三條の一時保護に係る医療の給付又は同法附則第六十三條の三の二の障害児施設給付費等の支給

（健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）

第三条 健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改	正	後	前
一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）第三項に規定する児童発達支援のうち、同項に規定する治療を行う施設への措置に限る。）、同法第二十二條第一項の助産の実施、同法第二十七條第一項第三号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第三十三條の一時保護に係る医療の給付	二 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。）、同法第二十二條第一項の助産の実施、同法第二十七條第一項第三号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第三十三條の一時保護に係る医療の給付	三 三十五 (略)	一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。）、同法第二十二條第一項の助産の実施、同法第二十七條第一項第三号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第三十三條の一時保護に係る医療の給付

（健康保険法施行規則第六十六条第一項第八号及び第七十条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部（改正）
 第四条 健康保険法施行規則第六十六条第一項第八号及び第七十条第十号並びに船員保険法施行規則第九十六条第一項第八号及び第九十七条第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十七号）の一部を次の表のように改正する。
 （傍線部分は改正部分）

改	正	後	前
一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援のうち、同項に規定する治療を行う施設への措置に限る。）、同法第二十七条第一項第三号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第三十三条の一時保護に係る医療の給付 二〇十六（略）	一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。）、同法第二十七条第一項第三号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第三十三条の一時保護に係る医療の給付 二〇十六（略）		

（社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ワ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第一項第七号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第百三十三号）の一部を次の表のように改正する。
 （傍線部分は改正部分）

改	正	後	前
1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「養成施設規則」という。）、第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年 文部科学省令第二号。以下「学校規則」という。）、第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年 文部科学省令第三号）第四条第一項第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、里親支援センター、指定発達支援医療機関、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業 二〇十八（略）	1 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号。以下「養成施設規則」という。）、第三条第一号ワ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年 文部科学省令第二号。以下「学校規則」という。）、第三条第一号ワ及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年 文部科学省令第三号）第四条第一項第七号に規定する厚生労働大臣が別に定める施設又は事業は、次に掲げる施設又は事業とする。 一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する児童相談所、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、指定発達支援医療機関、障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業 二〇十八（略）		
2（略）	2（略）		

（健康保険法施行規則第六十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部（改正）
 第六条 健康保険法施行規則第六十六条第二項第三号及び第九十八条第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成六年厚生省告示第百三十一号）の一部を次の表のように改正する。
 （傍線部分は改正部分）

改	正	後	前
一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援のうち、同項に規定する治療を行う施設への措置に限る。）、同法第二十七条第一項第三号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第三十三条の一時保護に係る医療の給付 二〇十四（略）	一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。）、同法第二十七条第一項第三号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第三十三条の一時保護に係る医療の給付 二〇十四（略）		

(訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正)
 第七条 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令第一条第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付(平成六年厚生省告示第三百四十七号)の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	<p>一 (略)</p> <p>二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の六の措置(同法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援のうち、同項に規定する治療を行う施設への措置に限る)、同法第二十七条第一項第三号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置、同法第三十三条の一時保護に係る医療の給付又は同法附則第六十三条の三の二の障害児施設給付費等の支給</p> <p>三十三 (略)</p>	改 正 前	<p>一 (略)</p> <p>二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の六の措置(同法第六条の二の二第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る)、同法第二十七条第一項第三号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置、同法第三十三条の一時保護に係る医療の給付又は同法附則第六十三条の三の二の障害児施設給付費等の支給</p> <p>三十三 (略)</p>
-------------	--	-------------	--

(傍線部分は改正部分)

(精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業の一部改正)

第八条 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第八項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業(平成十年厚生省告示第十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	<p>一・二 (略)</p> <p>三 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター又は里親支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。)</p> <p>四十六 (略)</p>	改 正 前	<p>一・二 (略)</p> <p>三 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)に規定する障害児通所支援事業(医療型児童発達支援を除く。若しくは障害児相談支援事業を行う施設、児童自立生活援助事業を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター(いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。))</p> <p>四十六 (略)</p>
-------------	--	-------------	---

(厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業の一部改正)

第九条 厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業(平成十年厚生省告示第十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	<p>1 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人については次に掲げる事業</p> <p>一 (略)</p> <p>二 社会福祉法第二条第三項に規定する第二種社会福祉事業のうち次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ (略)</p>	改 正 前	<p>1 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人については次に掲げる事業</p> <p>一 (略)</p> <p>二 社会福祉法第二条第三項に規定する第二種社会福祉事業のうち次に掲げるもの</p> <p>イ・ロ (略)</p>
-------------	--	-------------	--

第十條 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等(平成十八年厚生労働省告示第百三三号)

の一部分を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>2 (略)</p> <p>二〇カ (略)</p> <p>八 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p>	<p>2 (略)</p> <p>二〇カ (略)</p> <p>八 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</p>
<p>第一 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 訪問看護管理療養費の基準</p> <p>(1) 機能強化型訪問看護管理療養費1の基準</p> <p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ〇二 (略)</p> <p>ホ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十八項に規定する特定相談支援事業又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業を行うことができる体制が整備されていること。</p> <p>ヘ (略)</p> <p>(2) 機能強化型訪問看護管理療養費2の基準</p> <p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ〇二 (略)</p> <p>ホ 介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する特定相談支援事業又は児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援事業を行うことができる体制が整備されていること。</p> <p>七 (略)</p> <p>(3) (7) (略)</p> <p>ヘ (略)</p>	<p>第一 訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>六 訪問看護管理療養費の基準</p> <p>(1) 機能強化型訪問看護管理療養費1の基準</p> <p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ〇二 (略)</p> <p>ホ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十八項に規定する特定相談支援事業又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援事業を行うことができる体制が整備されていること。</p> <p>ヘ (略)</p> <p>(2) 機能強化型訪問看護管理療養費2の基準</p> <p>次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ〇二 (略)</p> <p>ホ 介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八項に規定する特定相談支援事業又は児童福祉法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援事業を行うことができる体制が整備されていること。</p> <p>七 (略)</p> <p>(3) (7) (略)</p> <p>ヘ (略)</p>

（国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）
 第十一條 国民健康保険法施行規則第五条の五第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十八年厚生労働省告示第三百七十四号）の一部を次の表のように改正する。
 （傍線部分は改正部分）

改	正	後	改	正	前
一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）	一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）	第二項に規定する児童発達支援のうち、同項に規定する治療を行う施設への措置に限る。、同	第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。、同法第二十二條第一項の	助産の実施、同法第二十七條第一項第三号の措置、同条第二項の指定発達医療機関への委託措置又は同法第三十三條の一時保護に係る医療の給付	二〇十（略）

（国民健康保険法施行規則第二十七條の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）
 第十二條 国民健康保険法施行規則第二十七條の十五第一項第八号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十九年厚生労働省告示第三十四号）の一部を次の表のように改正する。
 （傍線部分は改正部分）

改	正	後	改	正	前
一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）	一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）	第二項に規定する児童発達支援のうち、同項に規定する治療を行う施設への措置に限る。、同	第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。、同法第二十二條第一項の	助産の実施、同法第二十七條第一項第三号の措置、同条第二項の指定発達医療機関への委託措置又は同法第三十三條の一時保護に係る医療の給付	二〇十三（略）

（国民健康保険法施行規則第二十七條の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）
 第十三條 国民健康保険法施行規則第二十七條の十五第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成十九年厚生労働省告示第三十五号）の一部を次の表のように改正する。
 （傍線部分は改正部分）

改	正	後	改	正	前
一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）	一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）	第二項に規定する児童発達支援のうち、同項に規定する治療を行う施設への措置に限る。、同	第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。、同法第二十七條第一項第	三号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第三十三條の一時保護に係る医療の給付	二〇十一（略）

（国民健康保険法施行規則第二十七條の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）
 第十四條 国民健康保険法施行規則第二十七條の十二第十一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成二十年厚生労働省告示第二百三十八号）の一部を次の表のように改正する。
 （傍線部分は改正部分）

改	正	後	改	正	前
一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）	一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の六の措置（同法第六条の二の二）	第二項に規定する児童発達支援のうち、同項に規定する治療を行う施設への措置に限る。、同	第三項に規定する医療型児童発達支援を行う施設への措置に限る。、同法第二十二條第一項の	助産の実施、同法第二十七條第一項第三号の措置、同条第二項の指定発達支援医療機関への委託措置又は同法第三十三條の一時保護に係る医療の給付	二〇十二（略）

附則
 この告示は、令和六年四月一日から適用する。